

## 郡山市医療的ケア児保育支援補助金交付要綱

令和2年3月25日制定

[こども育成課]

### (趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活を営むために医療を要する状態にある子ども(以下「医療的ケア児」という。)が保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるよう保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児の保育を実施する保育所等へ補助金を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設で郡山市内に所在するものをいう。

### (補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、郡山市医療的ケア児保育実施要領(令和2年2月11日制定。以下「実施要領」という。)に基づく医療的ケア児保育検討会議及び郡山市保育施設等の利用調整及び保育の利用に関する事務取扱要領(平成18年12月12日全部改正)に基づく利用調整を経て入所した医療的ケア児(以下「対象児」という。)の保育を実施する保育所等を運営する者とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 対象児に医療的ケアを実施するために必要な看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下「看護師等」という。)の配置に要する経費
  - (2) 保育所等に勤務する保育士等が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第3条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。)となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講に要する経費
- 2 前項に規定する経費のうち、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の事業によりその経費が交付される経費については、補助対象経費から除くものとする。

### (交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次により算出された額の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 対象児1人につき1月当たり200,000円を基準額として算出した額と前条第1項第1号に規定する経費の実支出額を比較して少ない方の額

(2) 100,000円と前条第1項第2号に規定する経費の実支出額を比較して少ない方の額

(交付の申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業実施計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書兼補助金額積算調書（第2号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 配置する看護師等の有資格者証の写し
- (2) 実施要領に基づき作成した医療的ケア実施計画書の写し

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第7条 規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らか場合は、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、この限りでない。

2 規則第14条の規定に基づく実績報告に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らか場合は、これを減額して報告するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の総額の10分の2以内の減額又は交付申請額の変更を伴わない補助対象経費の総額の10分の2以内の増額とする。

(交付の条件)

第9条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 本事業により知り得た個人情報等を漏らさないこと。本事業終了後及び職を退いた後も同様とする。
- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければなら

らない。

(概算払)

第10条 市長が必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して2か月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書兼補助金額積算調書（第3号様式）とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

(1) 事業実績報告書（第4号様式）

(2) 第4条第1項第2号に規定する経費を補助対象経費とした場合にあつては、認定特定行為業務従事者認定証の写し

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定にする補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者等に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

# 事業実施計画書

年 月 日

所在地  
申請者 名 称  
代表者職氏名

## 1 医療的ケアを実施するために配置する職員

職種	氏名	1日当たり勤務時間	週当たり勤務日数	形態	備考

## 2 受け入れる医療的ケア児

氏名	年齢	入所年月日	当該年度利用月数	1日当たり利用時間	週当たり利用日数

## 3 研修受講計画

研修名	研修期間	受講予定者

## 収支予算書兼補助金額積算調書

年 月 日

所在地  
申請者 名称  
代表者職氏名

1 支出

(1) 看護師等の配置（第3条第1項第1号）

項目	前年度決算額	本年度予算額	積算内訳
小計		①	

(2) 研修受講（第3条第1項第2号）

項目	前年度決算額	本年度予算額	積算内訳
小計		②	

支出合計 (①+②)	
------------	--

2 収入

(1) 寄付金その他の収入

項目	前年度決算額	本年度予算額	積算内訳
小計		③	

(2) 補助金（申請時積算額）

区分	補助基準額 A	対象経費 B	選定額 C AとBを比較して少ない方
看護師等の配置			
研修受講			
選定額合計 D			
補助金額（Dから③を控除し千円未満を切り捨てた額）			④

(3) 自己資金

⑤
---

収入合計 (③+④+⑤)	
--------------	--

## 収支決算書兼補助金額積算調書

年 月 日

所在地  
申請者 名称  
代表者職氏名

1 支出

(1) 看護師等の配置（第3条第1項第1号）

項目	本年度予算額	本年度決算額	積算内訳
小計		①	

(2) 研修受講（第3条第1項第2号）

項目	本年度予算額	本年度決算額	積算内訳
小計		②	

支出合計 (①+②)	
------------	--

2 収入

(1) 寄付金その他の収入

項目	本年度予算額	本年度決算額	積算内訳
小計		③	

(2) 補助金(実績報告時積算額)

区分	補助基準額 A	対象経費 B	選定額 C AとBを比較して少ない方
看護師等の配置			
研修受講			
選定額合計 D			
補助金額 (Dから③を控除し千円未満を切り捨てた額)			④

(3) 自己資金

⑤
---

収入合計 (③+④+⑤)	
--------------	--

# 事業実績報告書

年 月 日

所在地  
申請者 名 称  
代表者職氏名

## 1 医療的ケアを実施するために配置した職員

職種	氏名	1日当たり勤務時間	週当たり勤務日数	形態	備考

## 2 受け入れた医療的ケア児

氏名	年齢	入所年月日	当該年度利用月数	1日当たり利用時間	週当たり利用日数

## 3 研修受講実績

研修名	研修期間	受講予定者